

『林業経営高度化センター』が始動！

【背景】

人工林の約7割が利用可能な45年生以上となり、育てる時代から利用する時代に移行する中で、京都府は、23年度に策定した「森林・林業経営高度化プラン」を基に、24年度に川上から川下までの一体的な体制整備を進めるため、次のとおり森林・林業経営イノベーション事業を展開。

- ①市町村を越えた森林施業の広域化、機械化による林業事業体の育成、施業の低コスト化
- ②集出荷体制の一本化による府内産材の安定供給
- ③木材加工のネットワーク化、拠点整備による府内産材の加工体制の強化

このプランを具体的に実行するため、24年度から3年間、京都府地球温暖化対策等推進基金事業地域協議会に林業経営高度化センターと木材加工ネットを設置し、川上や川中施策である林業経営高度化センター業務については京都府森林組合連合会が、また、川下施策である木材加工ネット業務については京都府木材組合連合会が運営することになりました。

京都府森林組合連合会では、今後、小規模な林業事業体を対象に、協業化への取り組み支援

や林業機械のレンタル、オペレータの紹介のほか、府内産木材の集出荷体制の一元化に向け、森林組合や林業事業体の皆さんに、効果的に活用していただけますよう取り組んでいきます。

【高度化センターの業務内容】

林業経営高度化センター業務は

①森林施業協業化の促進

②府内産木材安定供給体制の整備を行います！

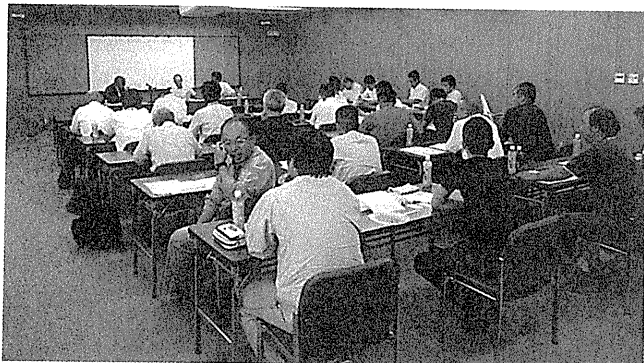
①の業務では、協業化への取組み支援（マッチング）として、森林組合等林業事業体への情報提供や高性能林業機械等の事業体への貸出を行います。

なお、①につきましては、森林組合や事業体から協業化に必要な情報を事前に提供をいただく必要がございます。

そのため、森林組合や林業事業体にお話を伺いにまいりますので、ご協力をお願いいたします。

②の業務では、原木需給調整と新たな供給先の開拓を行います。既に、B材につきましては林ベニヤに納材を行っておりますが、7月から当面の間ということで納材が制限されています。このような事態を考えますと、他にも供給先を確保することが必要です。また、新しい制度での間伐事業が始まるなど、搬出される間伐材の増加にともない、A材やC材の供給先も開拓していかなければならないと考えております。

また、原木供給情報の一元管理を行い、森林組合や事業体から出荷予定数量の情報をいただき、供給先に調整していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。



7月に説明会を開催

【高性能林業機械等貸付支援】

この貸付支援事業の特徴は、これから協業化を図りながら、利用間伐に取り組もうとする皆さんを優先的に支援するものです。

貸付支援事業実施要綱（抜粋）

第3条 支援対象者

この要綱において支援対象者とは、本事業の申請者となる、次の各号のいずれかに該当する事業体とし、(1)に該当する事業体を最優先するものとする。

- (1) 高性能林業機械等を所有していない等の事由から、他の林業事業体との協業により利用間伐を実施しようとする森林組合又は林業労働力の確保の促進に関する法律に規定された認定事業体（以下「認定事業体」と

いう）で、貸付申請書の内容が適当と認められる事業体。

- (2) 高性能林業機械等の貸付により利用間伐の事業量を拡大しようとする森林組合又は認定事業体で、貸付申請書の内容が適当と認められる事業体。

第5条 支援対象作業

本事業が対象とする利用間伐は、京都府内で実施する国・地方公共団体等の公的機関が行う補助事業ならびに直営事業（下請けを含む）及び法律に基づく伐採に限る。

第7条 レンタル料金及び回送費の上限

本事業のレンタル料金及び回送費の上限は、貸付申請一件につき税込1,000千円とする。

第9条 貸付料

支援対象者は、連合会が借り上げた高性能林

